

意見書案第1号

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による
正規教員増を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による
正規教員増を求める意見書

文部科学省によれば令和2(2021)年度、始業時に公立学校全体で2,558人もの教員不足が発生しています。その後も、産・育休などの代替教員が見つからず、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任したりする事例が頻発しています。欠員分の業務をカバーする教員の過重労働は病気休職や離職につながり、教員不足を深刻化させるという負の連鎖が止まりません。

その主な要因は、教員雇用の非正規依存が進み教員供給が不安定化したことにあります。令和2(2021)年度の公立学校教員の非正規率は小・中・高校ともに20%に迫り、特別支援学校は実に22.4%でした。その背景には、義務教育費国庫負担率の2分の1から3分の1への縮減など2000年代以来の教職員給与費制度の改変も影響しています。

また、教員の長時間過密労働の表面化による教職希望者の減少も教員不足の要因となっています。小学校教諭の33.4%、中学校教諭の57.7%は月80時間以上時間外労働の「過労死ライン」を超えて働いており、精神疾患による休職者は、令和2年(2021)年度に過去最多の5,897人を記録しました。授業準備時間も不十分なままに指導し続ける過密労働は、学校教育に対する不信を招く結果ともなっています。こうした教育現場の実態を早急に改善し、教員の人権を擁護することは喫緊の課題です。

教員不足と長時間過密労働を解消すること、子どもの学習権を保障すること、この両立のためには正規教員を増やすことが不可欠です。しかし、近年の定数改善は若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまっています。正規教員増には、義務標準法の算定方法(標準学級数×乗ずる数における「乗ずる数」の数値)を改正して学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすことが効果的です。「乗ずる数」を1.25倍に改善するだけで、教諭の週平均授業担当コマ数を小学校なら1日平均4コマに、中学校なら1日平均3コマに減少させられます。そのために必要な予算額は約9,800億円で、これは現実的な政策といえます。

令和2(2021)年に小学校全学年35人学級制が41年ぶりに実現しましたが、諸外国と比べて35人はもはや「少人数学級」とは呼べず、中学・高校はいまだ40人学級のままだです。「乗ずる数」にいたっては平成5年(1993)年以来30年間改正されず、教育ニーズが増大する教育現場の実態に合わなくなっています(高校標準法は、収容定員数を「除すべき数」で割ることで標準教員数を算定)。

よって、教員基礎定数の算定方法を改善し正規教員を抜本的に増やすため、以下のことを求めます。

記

- 1 公立小中学校・高等学校の学級編制標準を改正し、少人数学級制をさらに拡充すること
- 2 「乗ずる数」「除すべき数」の数値を改正し、教員の授業担当コマ数の軽減を行うこと

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第2号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める
意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める 意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第3号

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

北海道労働局長

北海道地方最低賃金審議会会長

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の常用労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2022において「できる限り早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和5年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額1,054円)を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第4号

地方財政の充実・強化に関する意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹明
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 3 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 4 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 5 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

- 6 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
- 7 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- 8 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 10 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 11 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第5号

教育予算確保・拡充と修学保障の実現に向けた意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹明
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

教育予算確保・拡充と修学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

22年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.28%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.02%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記

- 1 教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについては、国において十分な予算確保、拡充を行うこと。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第6号

北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもに
ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

北海道知事

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、2018年3月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」にもとづき、毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。これにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が増加しています。

2023年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針改定版」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、「今後も重要な観点の一つ」として、基本的な考え方を踏襲していることから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。しかし、本来こうしたことは北海道教育委員会が行うべきであり、北海道教育委員会は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。

また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されない状況にあり、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

北海道教育委員会は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

- 1 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。
- 5 中卒者数の減少や定員割れを理由とした機械的な間口減や募集停止ではなく、公私比率にも配慮し、地域や子どもたちが将来を見通せる「持続可能な高校」の配置や在り方について、地域住民が納得できる形で計画を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第7号

学校給食の無償化を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹明
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

学校給食の無償化を求める意見書

急速に進展する少子化により、子ども・子育て施策への先送りの許されない課題となっています。国においては、令和5年3月に取りまとめられた「こども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、子ども未来戦略会議で更なる検討が進められており、令和5年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2030（仮称）」までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示することとされています。

こうした中、子育て家庭が負担する教育費は、教材費や制服、体操服、学用品、修学旅行等の積立金、給食費など多岐にわたり、とりわけ学校給食費実施状況等調査によると、全国平均で小学校が約4万9千円、中学校が約5万6千円と、給食費が大きな負担となっています。

加えて、物価高騰などで家庭の経済的負担を軽減する必要性も高まっています。

よって国においては、こども・子育て政策の重要性を「経済財政運営と改革の基本方針2023（仮称）」に明記したうえで、自治体間の財政力の格差により、教育の根幹にかかわる給食制度の格差が生じることのないよう、次元の異なる子育て政策の象徴的な政策として、小中学校の給食費無償化を実現するため、所要経費の財源を国の責任において全額確保し、自治体に交付することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第8号

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

厚生労働大臣

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生しています。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援のもとで進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1,000万人以上の死亡者数が予測されている中で、出来る限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要であります。

ここで、最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測も出来ない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっています。

G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始しました。

そこでこの際に、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第9号

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

財務大臣

文部科学大臣

環境大臣

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立ちません。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われていますが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えません。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月には、同条約の第15回目の締約国会議COP15が開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）という新たな世界目標が採択されました。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現が不可欠であります。

わが国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードする「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取り組みを進めようとしています。その主体は地域であり地方自治体であると考えます。

よって、政府においては、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、以下の通り地方自治体や地域のNPO等への支援の強化を強く求めます。

記

- 1 生物多様性の保全に関わる予算の確保気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。
- 2 「30 by 30」目標の達成へ地方自治体への支援の強化2030年までに陸と海の30%を保全する「30 by 30」の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、OECM（事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域）の認定を推進する等、地域との連携のもと取組を加速化すること。
- 3 環境教育の推進と国民の行動変容の促進すべての子どもたちが自然にふれあう機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。
- 4 資源循環（サーキュラーエコノミー）政策との相乗効果の創出廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱のひとつであり、これらは互いに親和性が高いと認識している。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取り組みを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会

意見書案第10号

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年7月6日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

財務大臣

文部科学大臣

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加しています。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっています。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠であります。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要であります。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。

記

- 1 特別支援教育支援員の適切な配置障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。
- 2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。
- 3 看護師等の専門家の適切な配置
医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、S T（言語聴覚士）、O T（作業療法士）、P T（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。
- 4 特別支援学校のセンター的機能の強化各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。
- 5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置G I G Aスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

6 特別支援学校教諭免許状の取得支援特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

北海道伊達市議会